

第三十一回国会 参議院農林水産委員会会議録第十一号

昭和三十四年二月二十七日(金曜日)午後一時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 秋山俊一郎君

理事 雨森 常夫君  
堀本 宜實君  
東 隆君

委員

青山 正一君  
関根 久藏君  
田中 茂穂君  
仲原 善一君  
藤野 繁雄君  
河合 義一君  
棚橋 小虎君  
戸叶 武君  
千田 正君  
北條 雋八君

政府委員

農林政務次官 高橋 徹君  
農林省畜産局長 安田善一郎君  
林野庁長官 山崎 齊君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君  
会専門員

説明員

農林省農地局管理部長 庄野五一郎君

本日の会議に付した案件

○開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○日本てん菜振興会法案(内閣送付、予備審査)  
○臨時てん菜精製業者納付金法案(内閣送付、予備審査)  
○酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(秋山俊一郎君) ただいまから農林水産委員会を開きます。まず、開拓融資保証法の一部を改正する法律案を議題にいたします。この法案は、昨二月二十六日衆議院本会議におきまして、全会一致をもって原案通り可決され、当院に送付、当委員会に付託されました。この件について御質疑ありますか。

○千田正君 昨日、各委員からの質問に対して農林省当局の御答弁の中に、農家所得三十五万円を目標として、五年計画でこれを達成する方法で、大いに開拓農家の振興を計画しておる、という御答弁でありましたが、実際にそれができるかどうか、大体、所得三十五万円の農家の総収入は、諸経費が大抵五〇%から逆算していくといくと、七十万円ぐらいいなる。それを五〇%の諸経費を引きますと、とうとう三十五万円というあなた方が御答弁なさったような計画の線まで達するのは容易なことではないのか、この点において確信があるかという点を一つお答え願いたい。

もう一点は、現在政府の行政措置としてやっておりますのは、いわゆる振興農家を対象としておりますけれども、非振興農家に対しては補助融資等の対象にはしておられない、いわゆる卒業生扱いにしておられるのだが、このようにならざるもこの計画にのっとつて果してその線までいけるかどうか、これも非常に疑問なのであります。これらの人たちに對して、この線までこぎつけるだけの自信は果して持つておるか。

第三点は、中金がこのごろ、先般から皆さんが御答弁になっておるようになり、災害資金に對しては、十分処置がしつとあるという御答弁でしたが、中金の金融対象になっておるのはきわめて少く、実際においては対象からはずれておるといのが現在の状態ではないか、いわゆる貸付がなかなか順調にいつておらない。それにはきのう以来、いろいろの御答弁がありました。通来、中金の対象とするのは、少くとも従来の償還その他の状況あるいは一戸一戸の検診の結果、それに対する今までの借款に對する検討の結果は対象にならない、こういう意味ではずされておられる点に非常な大きい、こういう陳情がわれわれのところにはしばしば参つております。

この三点について、明確な御答弁をいただきたい。  
○説明員(庄野五一郎君) 振興計画を立てた農家の振興目標は、農業所得三十五万円を大体目標にいたしております。その点につきましては、これは内地におきましては、大体平均いたしております。既農家の分が三町二反程度が平均

の地域になっておりますが、それにつきまして再々申し上げましたように、この経営形態につきまして、従来主観中心であつた点等については十分検討を加えて、適地適産を申しますか、そういうものを加味し、酪農形態に切りかえるものは酪農形態、それから西の方の果樹園芸地帯は果樹、そういう基本営農類型に類します振興方針という事で追加投資が、先ほども申しましたように政府資金では大体十二万八千円、それからそれに対する公庫の施設資金、そういうのを追加投資いたしました。そしてさらに振興計画にありまます建設工事のおくれといつたようなものを、昨日も御説明申し上げましたように、残工事をできるだけ促進する、あるいはすでに工事完了の所はその原因が工事の不足等にありますれば、追加工事あるいは開拓地改良工事、そういうものを集中して工事を促進する、そういうこと、それから債務条件等は十分これを緩和する、特に自作農資金において十分なめんどうを見る、そういうことによりまして、大体債務条件においても緩和して、さらに経営転換なり経営の合理化と、そういう面の追加投資と両々相待つて、五年目ごろからそういう債務を返しながら黒字転換の転機が大体つく。こういう方針のもとに実施しておるわけでございまして、五年目から黒字転換して、七、八年ごろに経営が安定してくる、そういう方針で策定いたしております。この点についてはただいま鋭

意実施中ではございまして、われわれとしてはその確信を持つてこの達成の十分指導なりあるいは推進なりしたいと、こういう考えでございまして。

それから、この振興計画が、振興計画を立てないものにつきましては、これは先日も御説明いたしましたように、経営が安定しているかあるいは振興組合に指定されなかつた中に、ある一、二の経営の悪い分と、こういう面にございましては、開拓組合が十分にその機能を果している面があるわけでございますので、そういう面からお互いに助け合ふというよりな面も十分できるだろうと思ひますし、なお政府資金も、これは振興計画を立てて農家に非常に重点的に配分する予定でございまして、もちろん振興計画を立てないでもない農家にも、当然政府資金は貸すことになっております。そういう面からの家畜導入なりあるいは経営転換の施設と、そういうものも貸し出し得るわけでございます。そういう面から推進して十分これもやれると、こういう考えでございまして。

それから中金の資金でございまして、御指摘のように、ただいま三十三年度災害の分につきまして、融資がなかなか滞つておる状態でございます。これについては中金といたしましては、やはり金融という面からその償還、個々の農家の償還能力というものを十分審査する、こういう方針でやつておられるわけでございますし、また、その農家の属している開拓農協の

第八部 農林水産委員会会議録第十一号 昭和三十四年二月二十七日【参議院】

經理状況という点も審査しておるわけ  
でございまして、そういう面からい  
る問題が派生しておるわけござい  
まして、そういう問題につきま  
しては、われわれとしては中金に對しまし  
て振興計画を立てて、政府として自作  
農資金を割り当て、それから政府資  
金にいたしましたも、今まで重点に  
なっている償還の延滞している分は、  
債権管理法によつてこれを延期してい  
く、そういう措置を講ずれば、当然償  
還能力は片一方において出てくるわけ  
でございまして、また、振興計画に  
よつて追加投資を政府として政府資金  
をやるわけございまして、そういう  
面からも経営は上向いていく。そう  
いう面から当然振興計画を立てて、そ  
れについて農林省で、あるいは政府で  
指導していく、そういう農家は償還能  
力が今後特段に出ていくわけ、そう  
いう振興計画に書いてあります償還余  
裕等をすぐそのまま受け入れて貸さな  
いというのとは不合理じゃないか、むし  
ろ振興計画は最低を農家は書いて出し  
ているわけございまして、経営の  
状況に応じて上向いていく傾向にある  
わけございまして、当然これは貸し出  
すべきだと、こういう話で折衝を進め  
て、個々に当るといふことになってお  
ります。一方災害資金について  
は、三十三年度に発生して貸し出した  
ものも三十四年度にはこれを十年の改  
善資金に切りかえるという方針をとつ  
て、償還能力も、十分長期にいたしま  
すれば出るわけございまして、そ  
ういう面からも解決をはかつて、三十  
三年の災害資金は出るように交渉いた  
してあります。昨日も御説明申し上げ  
ましたように、宮城あるいは岩手とか

あるいは山形とか、そういうところ  
も、問題のあるところには営業課長を  
派遣して、中金と一緒に現場で折衝さ  
せる、そういうことで隘路を打開し  
て、ただいま約一億七千万程度やつ  
て、今後大いにこれは個々に折衝し  
て十分御期待に合うように努力した  
い、こう考えております。

○千田正君 一点だけ。今の第一点の  
私の質問に対する答へにつきましては、  
五カ年計画三十五万円という点はあな  
た方のまことにけっこうな計画であ  
り、実施しようという熱意については  
われわれも大いに敬意を表しますが、現  
実の問題としては、昨日もしばしば各  
委員から論じられた通り、今までの負  
債の整理が、ある段階に速急に手を延  
べてやらない限りにおいては、この計  
画というものは計画倒れに終るおそれ  
がある。それで、おそろくはあとからこ  
の法案の最後に採決されるに際して、  
当委員会としてのいろいろ皆さんの総  
意があると思ひますが、この計画を突  
行するためには、今までの負債の整理  
という問題が最大にして最も緊急を要  
する処理でなければならぬと、私ど  
もはそういうふうな考へをしております。  
あなたの方の考へはどうなんでしょうか。  
これをやらぬ限りは、これは絵にか  
いたもちみたいなものだ。やはり現段  
階においてはそういう問題を最初に  
はつきりきめて、そしてあなたの方の計  
画遂行に協力しなければ、計画倒れに  
なるおそれがあると思ひますが、あな  
た方はどう考へますか。この問題につ  
いては、私もどう思つておる。今  
までの通りだつたら、五カ年であな  
た方の目標通り行こうとは思われな  
い。ということは、経営農家の経費ある

は借款に對するところのいわゆる支払  
い、こういうものをずっとやつていき  
ますというところ、きのう申し上げまし  
た通り、今一戸当り約一万になるところ  
の赤字ですよ。そのほか三十三万とい  
うより、あるいは三十五万とい  
うような借金をしていっている。それを抜  
本的な政策をはつきりここで立てない  
限りは、計画が計画倒れになるおそれ  
がある。これは特段の実施方法に  
おいて研究していただきたい。この点  
を、質問より私は要望いたします。  
それから第三点の、さつき申し上げ  
ました中金の貸付ですね、この問題に  
つきましては、あなたが今、債権管理  
法によつてこれを十分やれると、こ  
うおっしゃつたが、債権管理法という  
のでやれるからという振興法からは  
ずしては、はつきりして、その  
結果は、しからばよくいっている  
かという、わずかに北海道において  
半額くらい出ているという程度であつ  
て、実際まだそれが手についておら  
ない。こういう面も、せつかく振興法か  
らはずして、債権管理法によつてやる  
というあなたの方のお見込みと、だ  
いぶ違つてきておる。だから、この債権管  
理法でやれるという点は、とことんま  
で、最大限までやつていただきたい。  
これについてはどういふふうな考へ  
を持つておられますか。

○説明員(庄野五一郎君) 御指摘のよ  
うに、ただいま開拓者の大部分が多額  
の政府資金その他の負債の処理に非常  
に困難を來たしておる、こういう点は  
まことにどうもございまして、わ  
れわれといたしまして、この債務の  
処理ということ、一方、経営の拡大  
ということ、両方の面から振興をはか

らなくちやならぬということも御指摘  
の通りでございます。で、先ほど来御  
説明申しておりますように、積極的な  
面は再三申し上げた通りでございます  
が、債務の点の処理につきましては、  
やはりこれまで説明いたしましたよ  
うに、高利のものを自作農で一番に、これ  
は来年一ぱいに返還してしまふ。それ  
から政府資金が大部分の農家の債務に  
なつておるわけですが、その政府資金  
につきましては、債権管理法を最大限  
にこれは発動していきたい。この実績  
は非常に悪いという御指摘ございま  
すが、北海道とそれから今東京が出て  
おりますが、われわれとしてもこれは  
東北その他各地区の対象者に十分呼び  
かけて、ほんとうに困つておる者は、  
早くこの申請を出していただくよ  
うにしたい。今までは債権管理  
法ではやれないじゃないかという議  
論が開拓者の間には非常にあつたわけ  
でございまして、われわれといたしま  
しては、やれる面は一日も早く、こ  
ういふ法律でやれる面があるのだから、  
できるだけ早くこういう面につ  
て、それからやれないところが出来  
たら、さらにその上で措置を講じたら  
いいのじゃないか。初めからやれるかや  
れないかわからないようなものには申  
講は出せない、そういう態度ではい  
けないのじゃないか。こういう道も開か  
れているから、ほんとうに困つて  
いるならこの方法によつてやれるところま  
でやつて、その上で初めてまたいろ  
う将来の対策を講ずべきではないか、  
そういう私は信念でやつておるわけ  
であります。今後そういう方向で、  
この債権管理法でやれるところまで  
最大限やつてみて、それでどうにもな

らないという面があれば十分先生の御  
趣旨のつとつて考究いたしたい、こ  
ういふ考へでございまして。

○千田正君 今のような中金の段階で  
は、今までとつてきておるような嚴重  
な取扱い方法ではとても所期の資金は  
借りられそうもないのですが、中金に對  
しては何かあなたの方で手を打つてお  
られるか、その点はどうなるのですか。

○説明員(庄野五一郎君) 中金に對し  
ましては再々協議を進めております  
し、それから衆議院の委員会における  
審査の際も中金の補見理事長が御出席  
になりまして、開拓については中金と  
しては最大限の協力をやつておるわけ  
であります、というのを御説明にな  
りました。また、振興計画に  
よつて追加投資を政府として政府資金  
をやるわけございまして、そういう  
面からも経営は上向いていく。そう  
いう面から当然振興計画を立てて、そ  
れについて農林省で、あるいは政府で  
指導していく、そういう農家は償還能  
力が今後特段に出ていくわけ、そう  
いう振興計画に書いてあります償還余  
裕等をすぐそのまま受け入れて貸さな  
いというのとは不合理じゃないか、むし  
ろ振興計画は最低を農家は書いて出し  
ているわけございまして、経営の  
状況に応じて上向いていく傾向にある  
わけございまして、当然これは貸し出  
すべきだと、こういう話で折衝を進め  
て、個々に当るといふことになってお  
ります。一方災害資金について  
は、三十三年度に発生して貸し出した  
ものも三十四年度にはこれを十年の改  
善資金に切りかえるという方針をとつ  
て、償還能力も、十分長期にいたしま  
すれば出るわけございまして、そ  
ういう面からも解決をはかつて、三十  
三年の災害資金は出るように交渉いた  
してあります。昨日も御説明申し上げ  
ましたように、宮城あるいは岩手とか

○説明員(庄野五一郎君) 御指摘のよ  
うに、ただいま開拓者の大部分が多額  
の政府資金その他の負債の処理に非常  
に困難を來たしておる、こういう点は  
まことにどうもございまして、わ  
れわれといたしまして、この債務の  
処理ということ、一方、経営の拡大  
ということ、両方の面から振興をはか

らなくちやならぬということも御指摘  
の通りでございます。で、先ほど来御  
説明申しておりますように、積極的な  
面は再三申し上げた通りでございます  
が、債務の点の処理につきましては、  
やはりこれまで説明いたしましたよ  
うに、高利のものを自作農で一番に、これ  
は来年一ぱいに返還してしまふ。それ  
から政府資金が大部分の農家の債務に  
なつておるわけですが、その政府資金  
につきましては、債権管理法を最大限  
にこれは発動していきたい。この実績  
は非常に悪いという御指摘ございま  
すが、北海道とそれから今東京が出て  
おりますが、われわれとしてもこれは  
東北その他各地区の対象者に十分呼び  
かけて、ほんとうに困つておる者は、  
早くこの申請を出していただくよ  
うにしたい。今までは債権管理  
法ではやれないじゃないかという議  
論が開拓者の間には非常にあつたわけ  
でございまして、われわれといたしま  
しては、やれる面は一日も早く、こ  
ういふ法律でやれる面があるのだから、  
できるだけ早くこういう面につ  
て、それからやれないところが出来  
たら、さらにその上で措置を講じたら  
いいのじゃないか。初めからやれるかや  
れないかわからないようなものには申  
講は出せない、そういう態度ではい  
けないのじゃないか。こういう道も開か  
れているから、ほんとうに困つて  
いるならこの方法によつてやれるところま  
でやつて、その上で初めてまたいろ  
う将来の対策を講ずべきではないか、  
そういう私は信念でやつておるわけ  
であります。今後そういう方向で、  
この債権管理法でやれるところまで  
最大限やつてみて、それでどうにもな

らなくちやならぬということも御指摘  
の通りでございます。で、先ほど来御  
説明申しておりますように、積極的な  
面は再三申し上げた通りでございます  
が、債務の点の処理につきましては、  
やはりこれまで説明いたしましたよ  
うに、高利のものを自作農で一番に、これ  
は来年一ぱいに返還してしまふ。それ  
から政府資金が大部分の農家の債務に  
なつておるわけですが、その政府資金  
につきましては、債権管理法を最大限  
にこれは発動していきたい。この実績  
は非常に悪いという御指摘ございま  
すが、北海道とそれから今東京が出て  
おりますが、われわれとしてもこれは  
東北その他各地区の対象者に十分呼び  
かけて、ほんとうに困つておる者は、  
早くこの申請を出していただくよ  
うにしたい。今までは債権管理  
法ではやれないじゃないかという議  
論が開拓者の間には非常にあつたわけ  
でございまして、われわれといたしま  
しては、やれる面は一日も早く、こ  
ういふ法律でやれる面があるのだから、  
できるだけ早くこういう面につ  
て、それからやれないところが出来  
たら、さらにその上で措置を講じたら  
いいのじゃないか。初めからやれるかや  
れないかわからないようなものには申  
講は出せない、そういう態度ではい  
けないのじゃないか。こういう道も開か  
れているから、ほんとうに困つて  
いるならこの方法によつてやれるところま  
でやつて、その上で初めてまたいろ  
う将来の対策を講ずべきではないか、  
そういう私は信念でやつておるわけ  
であります。今後そういう方向で、  
この債権管理法でやれるところまで  
最大限やつてみて、それでどうにもな

○委員長(秋山俊一郎君) ちよつと速  
記をとめて。

○委員長(秋山俊一郎君) 速記をつけ

て。 本案について、別に御質疑もないよう

○委員(秋山俊一郎君) 御異議ない

と認めます。 それでは、これより討論に入りま

す。御意見のおありの方は、賛否を明

らかにしてお述べを願います。 ○雨森常夫君

私は自由民主党を代表 いたしまして、ただいま提案になつて

おりますこの法案に賛成でありま す。しかしながら、ただいままで質疑

の中に現われておりますところを見ま すというところ、現在の開拓管農につ

きましては、非常に政府の施策にもかか わらず不振のものが多くのでありまし

て、現在開拓農家十五万戸のうち大 多数といつていくらの程度のもの

までが管農不振であります。この管農 不振は何からくるかと申しますると、

まず第一にわれわれが指摘しなければ ならぬのは、今まで開拓者がしよい込

んでおりますところの負債の重圧によつて管農が成り立っていないとい

ものであります。付帯決議案の案文を 朗読をいたします。

「開拓融資保証法の一部を改 正する法律案」(附帯決議(案))

開拓管農の実情にかんがみ、これが 振興安定を期し、政府は、開拓管農

振興臨時措置法による諸措置を強力 に推進するとともに、更に根本的な

対策を検討すべきであるが、差当つ ては次の措置に遺憾なからしめるべ

きである。 一、開拓者の負債の実態を十分に 把握しこれに即応してその整理

に關し必要な諸措置を強力に実 施すること。 二、開拓者に対する天災融資の現

況にかんがみこれが疎通をはか るため更に適切な方途を講ずる

こと。 右決議する。 参議院農林水産委員会

以上であります。何とぞ皆さんの御 賛同をお願い申し上げる次第でありま

す。 ○清澤俊英君 私はただいま提案に

なつております開拓融資保証法の一部 を改正する法律案に社会党を代表して

賛成の意見を述べたいと思ひます。 なお、ただいま御提案になりました

のがあつたのであると考えるのであり ます。従ひまして完璧なる開拓管農の

入植が企てられないで長い間放置され ておりまして、それらの欠点が今現わ

れて、多額の負債を押しつけてとんど だいたい雨森さんもおつしやる通り

約十萬の開拓農家がその管農が成り立 たぬというやうな窮状に立ち至りまし

て、政府がいろいろな施策を講じて、 これに対して一日も早く完全な農家に

立ち返されるべく御努力をいただいてお すが、私はこの実情を中心にして申し

上げますならば、とうてい今まで負い ましたところの多くの負債は、これは

ひとり開拓者のまゝ努力の足らなかつ たというやうなことではなくして、国

の政策として多分に行われました失業 救済的ないわゆる島流し入植に基因す

るのでありますから、従つてわれわれ はこの融資保証法等を改正し、あるいは

振興法等を強力に推し進められて、そ うして一日も早くこの窮状を打開して

いただきますにつきましたは、なお不 十分のものを感ずるのであります。従

ひまして、ただいま提案せられました 「開拓者の負債の実態を十分に把握し

講じて救わんとしているものでありまし て、してみましたならば、私は国の施

策を中心としてできた負債に苦しむ国 民があるとしたならば、これに對

して当然国の債権をモラトリアムして やることには私は当りませであると思

ひます。モラトリアムの例はないわけじや ございませぬ。徳川時代からも徳政と

いうやうなものでモラトリアムをやつ たという。昭和の初年におきまして

は、経済恐慌に對しまして一般にモラ トリアムがしかれたと思ひます。また昭和

七、八年ごろだつたと思ひますが、農 家負債整理法を作りました、そうして

当時の小作制度等によります貧農の負 債を完全に整理せられたこともあるの

であります。これはいづれも民間人と の債務でありました。いわんや、大体

におきまして開拓農家が負つておりま す債務は、これは國に對しての債務

であります。従ひまして、負債整理を して、モラトリアムをしきましても、

至つて私は簡単であると思ひますし、 同時にこれを衆参両院、自民党でも、

社会党でも緑風会でも、この問題に對 してはおそらく反對しておられる人は

時に、昨日も農林政務次官並びに部長 の言明をいたしまして、開拓管農振興

法を施行する過程において、個々の負 債等もよく調べて、そうして、そうい

う点に觸れるものがあり、無理なもの があるとするならば、そういう措置を

考へてみたい、こういう御趣旨の説明 もありますので、どうか一つ、

それらの措置を一日も早く進めて、そ うして長い間苦勞している農民が、こ

れが一日も早く完全なる管農農民とし て立ち上れるやうに御努力をお願いし

たいと思ひます。 なお、昨日、振興法をもつて、これ

らの農民の管農を完結するためには、 三十四年度をもつて大体十萬農家を完

結したい、こういうやうな御趣旨であ りまして、その一部を原管代行並びに

國管等をもつてする、こゝ言われまし たが、まだたくさんのお管代行や國管

をもつてすることのできない小地区の 開拓地も私は存在すると思ひます。従

ひましてそれらに對しましては、ひと り農地局だけではなく、振興局あるい

は経済局等とも十分連絡をとつていた だいて、そうして基盤整備強化のため

の施設として、県を中心にしたこゝい

う土地の基盤を整備強化するための機

械等をいろいろ備へて、いわゆるサー

ビスステーション的な設備を完結す

るために努力していただきたい。結局

いたしますならば、これは最近にお

きました新農村建設総合計画等に

まして、政府が一昨年あたり発表

いたしました新農村建設総合計画等に

まして、政府が一昨年あたり発表

いたしました新農村建設総合計画等に

まして、政府が一昨年あたり発表

いたしました新農村建設総合計画等に

する畑地振興法であるとか、あるいは北海道を初めとする寒冷地畑地振興法、傾斜地の振興法、これらを通じて商品作物の振興等を総合的に考えますならば、私はこれらのものにも、やはり県が先ほど申しましたような経済基盤強化、いわゆる土地を整備し、強化し、改良していくところの諸機械を十分集めて、できるならば無償でこれを貸し付けるといふぐらいな、ごく安い金で貸し付けて、これらの作業を完全にやらせるためのことも加味していただきたい、こういう点も一つお考え願いたい、こう思うのであります。

なお、ただいま金利の問題が問題になっておりましたが、われわれが記憶しますところでは、農業協同組合の金利の問題に対しては、かつて農林中金等という打ち合せをしました。その際は、開拓農民に対する融資には非常に安い金利を御契約して一時実施したのじゃないか、こう思われる。こういう過程が一ぺんあります。更級君等に二へん、三へん委員会にきていただきまして、白熱の論戦をして二銭か、二銭二厘に引き下げたという記憶を持つていたのでありますが、それがいつの間にかあと戻りしたというの、私はどうも納得できないことであります。ただいまの資料の中から見ますと、肥料資金等は二銭三厘になっております。これは大したことない。だがしかし、家畜の導入費が九分以内というのは、これは高いと思います。その他は、今、千田さんから、そういう金利に対してのお話がありましたから、これは一つ二銭二厘見当ぐらいのところまで最大限に引き下げる、こういう

十分な御努力を一つ願いたいと思えます。これは中金の金で、一応そういうことで予算を当分実行したと思えます。

以上申し述べまして、私は付帯決議案並びに本改正案に対して、社会党を代表いたしまして賛成意見を申し述べました。

○千田正君 ただいま議題となつておりますところの開拓融資保証法の一部を改正する法律案、この法律案は御承知の通り、開拓者と申しますけれども、この対象になる大部分というものは戦後におけるところの開拓者でありまして、いわゆる既存農家とさらに新規開拓入植者との間にはさまれて、その谷間の中に暗い生活をして、しかも、管々として戦後の生産に従事しようとする意欲をもつて毎日健闘しておる人たちに對して一片の光明を与えようという政府の親心に対しては、私も大いに賛成をいたしますが、ただこの法律の内容を見ますと、従来の不備な点がある程度改めたという程度にすぎないのであります。先般から各委員からもいろいろ御質問がありました通り、現在のこうした、いわゆる戦前の既存農家と新しく今後入植者との間の谷間に存在するこうした戦争の犠牲者を中心とした、こうした人たちの開拓に對しましては、もつとやはり強い政府の措置が必要ではないか、こういう意味で、ただいまさらに付帯決議を出されておられますが、このうちの第一条でありますところの、「開拓者の負債の実態を充分に把握」されまして、そして万遺漏のない解決方法を講じてもらいたい。特に私がお願いたしますのは、この付帯決議は非常に

含蓄のある、ある面からいけば抽象論のように見えますけれども、しさいにこれを検討しますという、この実態を把握して、「整理に關し必要な諸措置を強力に」実行してもらいたい。この要望は、言いかえれば、法律ということはこの中には出しませんけれども、法的措置その他ができるならば一日もすみやかに法的措置でも講じて、そして重点的に抜本政策を講じてもらいたいというのがこの委員会としましての總意であろうと私は思うのであります。講じてもらいたいというのではなく、そうせよというのが当委員会の要望でありますので、この点を政府におきまして十分に御了解の上、当委員会の付帯決議を尊重して実行していただきたい、かように要望いたしますので、法律案並びに付帯決議案、両案とも賛成の意を表する次第であります。

○委員長(秋山俊一郎君) ほかに御意見もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入りませう。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(秋山俊一郎君) 全会一致でございます。よつて、本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま討論中に述べられました雨森君提出の付帯決議案を議題といたします。雨森君提出の付帯決議案

を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(秋山俊一郎君) 全会一致でございます。よつて、雨森君提出の付帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(秋山俊一郎君) 次に、森林開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入りませう。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入りませう。

森林開発公団法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(秋山俊一郎君) 全会一致でございます。よつて、本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決されました二法案の、本院規則第七十二条により議長

に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

ちよつと休憩いたします。

午後二時二十九分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(秋山俊一郎君) 委員会を再開いたします。

ただいまの付帯決議について、農林政務次官から政府の御所見を伺います。

○政府委員(高橋衛君) ただいま、開拓融資保証法の一部を改正する法律案の御決議に当りまして、付帯決議を本委員会の全員一致の御意見としていただきました次第でございますが、開拓者が長年の間不自然な自然条件のもとにおきまして国土の開発に、または農業の基礎の確立に營々として努力してこられたにもかかわらず、今日なおその三分の二に及ぶ数の者が基礎が不安定であるという状況につきましては、政府といたしまして、これが対策に邁進することの必要を痛感いたしました。三十二年に、御承知のように、開拓官農臨時措置法を制定いたしました。この臨時措置法に基きまして、振興計画を立てていただき、それを承認されたものにつきましては総合的な観点からそれぞれ施策を進めて参つておるのでございます。この承認の最後の期限が今年の三月末日ということになっておりますので、その後になり

ますれば、大体振興計画の内容等からいたしまして、菅農の基礎の不安定な方々の実態がいかがであるかというところについては、相当詳細な実情が把握できるであらうかと考えられるのでございませう。ただいま御決議の御趣旨に關しましては、それらの実態とにらみ合しまして、御誠心のあるところについては、政府としても全く同感でございますので、十分に検討し、御趣旨に沿うよういたしたいと考へます。

○委員長(秋山俊一郎君) 次に、日本てん菜振興会法案(閣法第一六四号)、臨時てん菜糖製造業者納付金法案(閣法第一六五号)及び酪農振興法の一部を改正する法律案(閣法第一六九号)、いずれも内閣提出、予備審査、以上三法案を一括して議題にいたします。

順次、提案理由の説明を求めます。○政府委員(高橋衛君) 日本てん菜振興会法案につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

わが国における畑作農業の振興と農家経済の安定をはかるとともに、海外からの輸入に対する依存度の高い砂糖の需給事情を改善することによって外貨を節約し、国際収支の改善をはかり、ひいては国民経済の安定に寄与するためには、この際、国内甘味資源の自給度の向上、特に最近において急速な発展を見せておりますテンサイ生産及びテンサイ糖工業につき、その健全な発展を確保することが緊要でありまして、このため、政府としては、今回テンサイの振興に關する一連の措置を講ずることとしたのであります。

今、このてん菜振興措置の主要な内容を申し上げますと、まず第一には、

原料テンサイ栽培の長期計画の樹立、原料テンサイ価格の安定、集荷区域の調整並びに新設工場設置の調整等を行うことによつてテンサイ栽培の基礎を固めることとあります。

第二には、関稅税率及び砂糖消費税率の適正化によつて、テンサイ糖工業の自立を促進する条件を作り、さらに、原料価格の安定及びテンサイ糖工業の自立の促進のため、てん菜生産振興臨時措置法に基き今後の政府買入れの具体的方針を明示いたすとともに、糖価の安定をはかるため砂糖の輸入の調整等の措置を講ずることとあります。

第三には、新たに日本てん菜振興会を設置し、テンサイの試験研究等を強力に推進いたすこととあります。

第四には、関稅及び消費稅の改訂措置によつて特別な利益を生ずるてん菜糖製造業者から法律に基いて納付金を徴収することとあります。

第五には、北海道以外の地域についてもテンサイ振興の措置を講ずることとあります。

以上のテンサイ振興のための具体的措置方針に基き、今回日本てん菜振興会法案を国会に提案し、その御審議を願うこととしたのであります。以下この法案について御説明申し上げます。

テンサイの生産の振興のためには、試験研究及び生産奨励体制を急速に整備し、その強力な推進をはかることと必要なのは言うを待たないところであります。テンサイの生産とその試験研究の特殊性を考慮して、特別法人を設立し、農民及びテンサイ糖製造業者等の意見を十分に反映させ、試験研究と生産奨励事業とを一体的に運用することが最も適切と考へる次第であります。

ます。この法案は、このような目的を達成するために設立する特別法人日本てん菜振興会の組織、業務、管理等に關する事項を定めたものでありまして、そのおもな内容としては、おおむね次の通りであります。

まず第一に、この振興会の資本金は、当初一千万円とし、政府がその全額を出資することとし、その後必要に応じて政府より追加出資ができることといたしております。

第二、この振興会のおもな業務は、テンサイの試験研究、テンサイの原種及び原種の生産及び配布、受託して行う優良なテンサイの種子の生産及び配布、委託して行うテンサイ糖の製造に關する技術の企業化の試験研究並びに国内産のテンサイ糖の消費の増進をはかるための普及等であり、さらに以上の事業のほか、振興会は、テンサイの生産の振興及びテンサイ糖工業の健全な発展に寄与するための事業を農林大臣の認可を受けて行うことができることといたしております。

第三に、この振興会の組織といたしましては、役員の数、任免等についての規定を設けるとともに、広く関係者の意見を聞き、業務の円滑適正な運営を期するため、学識経験者十人以上で組織する運営審議会を設け、業務の運営に關する重要事項を調査審議させることといたしております。

第四に、振興会の財務及び會計につきましては、収支予算、事業計画等につき、あらかじめ農林大臣の認可を受けることとし、その他借入金をするに及ぶ余裕金の運用等についても所要の監督規定を設けることといたしております。

第五に、振興会を設立するため必要な手続規定を設けております。

以上、テンサイの振興につきまして今後の政府の具体的措置について申し上げますとともに、その一環としての法律措置であります日本てん菜振興会法案のおもな内容について御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

次に、臨時てん菜糖製造業者納付金法案につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

畑作農業の振興と農家経済の安定をはかるとともに、国内の甘味資源の自給力を強化するため、政府は、今回テンサイの振興の一連の具体的措置を講ずることとしたのであります。が、その具体的措置の一環として、国内産テンサイ糖の保護に資するため大幅に砂糖の関稅率を引き上げ、砂糖の消費税率を引き下げることにいたしました。

この措置によつて今後国内テンサイ糖製造業者は自立が可能となると考へられるのであります。この振替措置は、大部分のテンサイ糖製造業者が自立できるやう、適正な利潤を見込んだ新設の工場の標準生産費を基礎としております関係から、その固定資産の償却が著しく進んでいる特定のテンサイ糖製造業者につきましては、この振替措置の結果、反射的に特別な利益が生ずることとなるのであります。すなわち、固定資産の償却の著しく進んでいる特定のテンサイ糖製造業者も従来は、関稅及び消費稅の体系のもとにおいて、一般市場に販売することができなかったもので、勢いてん菜生産振興臨時

措置法による政府の買入れに依存する以外に方法はなかったのであります。この場合、政府の買入れ価格は、その生産費を基準として定められることになっておりますので、他のテンサイ糖製造業者に比較して特別な利益を生ずる余地がなかったものであります。が、今回の振替措置の結果、適正な利潤を確保し得て自立できるのみならず、その固定資産の償却が進んでいることから低額の生産費に依り、今後におけるテンサイの生産により特別な利益が生ずることとなるのであります。この特別な利益は、関稅の引き上げ、消費稅の引き下げという制度の切りかえによつて生ずるものであって、これをそのまま放置いたしますならば、テンサイの生産の現状とテンサイ糖工業の特殊性から、テンサイ糖製造業者間における公正な競争の基礎が失われることになるものと考へられます。

また、このような特別なテンサイ糖製造業者が今回の振替措置によつて他のテンサイ糖製造業者に比し著しく有利な立場に立つに至つた事由の一つは、てん菜生産振興臨時措置法に基き政府の買入れ措置によるものであることも事実であります。従つて今回法律措置によつてこのような特別な利益を国庫に納付させることによつて利益の調整をはかり、もつてテンサイの生産の振興とテンサイ糖工業の健全な発展に寄与しようとするものであります。

以下、この法案の概要について御説明申し上げます。まず第一に、この法律によつて政府に対し納付金を納付すべき者すなわち納付義務者は、第二条に規定するこ



ろであります。てん菜生産振興臨時措置法施行以来、すなわち昭和二十九年から昭和三十三年まで、毎年引き続いてその製造したテンサイ糖の全部または大部分を政府に売り渡していたテンサイ糖製造業者が本年一月一日現在テンサイ糖の製造の用に供していた製造場についてこの法律施行以来テンサイ糖の製造を業とする者であります。

具体的にこの規定を適用いたしますれば、納付義務者の範囲は、日本甜菜製糖株式会社が現に所有する帯広、磯分内、土別の三工場について今後テンサイ糖の製造を行う者となるのであります。

第二に、納付金の額であります。このように特別テンサイ糖製造業者が前記の製造場において製造したテンサイ糖を昭和三十四年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの五年の製糖期間において、その製造場から移出したときは、その移出した重量に応じ一キログラム当り六円の割合で計算した金額を毎年一カ年分をまとめて十月三十一日までに政府に納付させることにいたしております。

第三に、その製造場が災害によつて著しい損害を受けた場合または長期にわたり砂糖の価格が異常に低落した等の場合には、納付金を軽減または免除することができることとする。とともに、砂糖の価格が政令で定める価格水準より低落した場合は、政令で定めるところによつて五年を限り、その納付金の徴収を猶予することができることとしております。

第四に、その他の納付金の徴収及び督促等についての手続規定を設けるとともに、納付期限までに納付せず、さ

らに督促状に指定する期限までに納付金を納めないときは、国税滞納処分の例によりこれを処分することとしております。

以上、臨時てん菜糖製造業者納付金法案のおもな内容について御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

次に、酪農振興法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。戦後わが国の酪農は、農業経営の近代の改善等をはかるとともに、また国民食生活の改善に資するために最も緊要なものとして、目ざましい発達を遂げてきたことは御承知の通りであります。牛乳及び乳製品に対する需要もまた著しく伸長し、時にはその増産にもかかわらず不足という現象が生ずることすらあったのであります。このよ

うな酪農事情のもとに昭和二十九年酪農を急速に発達させることを目的として酪農振興法が制定され今日に至っております。同法は、酪農の合理的な発展の条件を整備するため、農林大臣による集約酪農地域の指定及びその地域についての都道府県知事による酪農振興計画の制度並びに生乳等の取引の公正をはかるための契約文書化等に關する措置その他を定め、酪農の急速な普及発達を期することを内容としていたしております。

飛躍的に増大し、その他の地域におけるものを加え、全体では乳牛約七十四万頭、年間生乳生産量約百五十五万トン(約八百四十万石)に達するに至つたのであります。

この間、牛乳及び乳製品の消費もまた若干の波こそあれ生産の伸びと並行して急速に伸長して参りました。しかしながら、最近に至つてこの消費の伸長率もようやく鈍化し、一般経済情勢の影響もあつて牛乳乳製品の過剰化の傾向が逐次現われるに至り、特に昨年夏におきましては、乳業者から夏乳価の引き下げが生乳生産者に通告されるような事態が生じ、これを契機といたしまして、乳価、牛乳乳製品の需給、牛乳の取引、牛乳乳製品の消費等の各般にわたつて酪農に關する困難な問題が顕在化して参つたのであります。

政府といたしましては、このような事態に対し、関係業界の自主的な努力を期待するほか特に牛乳乳製品を学校給食に振り向けること等の緊急対策を実施いたしましたのであります。また第二十八回会において成立した法律に基く酪農振興基金の業務も開始せられております。この緊急対策等の効果を維持し、さらに酪農を健全に発展させるためには、酪農経営の改善合理化を計画的に進めるとともに、生乳取引の公正化をはかる措置を一段と強化し、また牛乳乳製品の消費を増進し、過剰乳製品について適切な計画保管を行う道を開く等実情に即した措置の制度化を進めることが緊要と認められる次第であります。

以下、この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

第一に以上申し述べた基本的理由に基きまして、牛乳及び乳製品の生産から消費に至るまでの各段階を均衡させつつ酪農を健全に発展させるようにこの法律の目的を改めることといたしました。

第二は、市町村長による酪農経営改善計画の作成と、その実施に關することとであります。すなわち集約酪農地域内はもとより、地域外の適当な酪農地域について当該市町村長は、その区域内の酪農経営業者や農業協同組合等の意見を聞いて酪農経営改善計画を作成することとしたのであります。この計画の作成に當りましては、都道府県が助言、勧告その他の援助を行うこととし、またその実施につきましては、国が必要と認める経費の補助を行い、必要と資金の融通のあつせん等を行うことといたしました。また計画に含められるべき事業中特に重要な草地改良事業につぎましては、市町村、農業協同組合または同連合会がこれを実施する場合にも、都道府県が酪農振興計画に基いて実施する草地改良事業に關する規定を準用することといたしております。

第三は、集約酪農地域にかかる酪農事業施設についての都道府県知事に対する届出制度を設け、その配置を適當なものとするために都道府県知事が勧告を行う制度を設けたこととあります。第四は、生乳等の取引をより一そう公正化し、または、その安定に資する等のために次の三点について規定を追加いたしましたこととあります。

従来の生乳等の取引契約の文書化等に関する規定であることのほか、契約内容中の価格数量等の重要事項につ

き、期間開始前に十分協議して約定することを努めさせることといたしました。

生乳等取引に關し、生乳等の販売事業を行う農業協同組合等の乳業者に対する生乳等取引に關する契約または団体協約の交渉申込について応諾させるために農林大臣または都道府県知事が必要と認められる場合、勧告することができるとする規定を設けることといたしました。

さらにまた生乳等の取引に關する紛争のあつせん等について、現行制度を改め、地方及び中央においても紛争のあつせんまたは調停ができることといたしました。地方において、知事はみずからあつせん及び調停を行うこととし、さらに一定の場合には、農林大臣が中央生乳取引調停審議会の委員の中から調停員を選び、調停を行わせることといたしました。これらに關する規定を設けました。

第五は、酪農の健全な発達に資するため国内産の牛乳及び乳製品を学校給食用に使用することを促進して消費の増進をはかるための措置を講ずることを法定するとともに、その他の消費増進に關する措置についても、あわせて規定することといたしましたこととあります。なお、国は学校給食にかか

る措置の実施に要する経費を補助することができることといたしました。第六は、緊急の場合における乳製品の計画の保管に關する規定を新設いたしましたこととあります。この場合、農林大臣は文部大臣に協議し、かつ酪農振興基金の意見を聞いて学校給食に供し得られる乳製品を乳業者が保管する場合の計画を定めることといたしま

した。この場合におきまして国に保管に要する経費を補助することができることとしたしております。

第七は、以上の各改正に伴い、農林大臣または都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限につきましてその適用の場合及び対象を広げることとしたこととあります。

以上がこの法律案のおもな内容でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(秋山俊一郎君) これらの法案の審査は、日を改めて行うことにいたします。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(秋山俊一郎君) 速記をつけまして散会いたします。

午後二時五十四分散会

二月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、開拓融資保証法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十六日)

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、酪農振興法の一部を改正する法律案

酪農振興法の一部を改正する法律案

酪農振興法の一部を改正する法律案

第八部 農林水産委員会会議録第十一号 昭和三十四年二月二十七日【参議院】

酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 集約酪農地域

第一節 集約酪農地域の指定(第三条―第七条)

第二節 集約酪農地域における草地の改良等(第八条・第九条)

第三節 集約酪農地域に係る集約酪農施設及び乳業施設(第十条―第十七条)

第二章の二 酪農経営改善計画(第十八条―第十九条)

第三章 生乳等の取引(第十九条―第二十四条の二)

第三章の二 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進等(第二十四条の三・第二十四条の四)

第四章 雑則(第二十四条の五―第二十六条の二)

第五章 罰則(第二十七条―第二十九条)

附則

第一条中「及び生乳等の取引の公正を並びに生乳等の取引の公正並びに牛乳及び乳製品の消費の増進」に、「急速な普及発達」を「健全な発達」に改める。

第八条を削る。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 集約酪農地域における草地の改良等

第二章第二節中第九條を削り、第十條の見出し並びに同條第一項及び第四項から第六項までの規定中「又は市町村」を削り、同條第一項中「前條の規定により定められた計画」を「酪農振興計画」に、「その区域内にある草地」を「集約酪農地域の区域内にある草地(主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。以下同じ。)」に改め、同條第二項及び第三項中「又は市町村長」を削り、同條第二項中「事項を定めて」の下に、「省令で定めるとともに」を加え、「又は政令で定める使用収益の権利」を「使用貸借による権利又はその他の使用収益を目的とする権利」に改め、同條を第八條とし、第十一條を第九條とする。

第二章第三節の節名中「集約酪農地域における」を「集約酪農地域に係る」に改め、同節中第十二條を第十條とし、第十三條中「酪農事業施設」を「酪農事業施設(第十三條第一項の規定による届出がなされているものを除く。)」を「に改め、同條を第十一條とし、第十四條第二項中「第十二條第二項」を「第十條第二項」に改め、同條を第十二條とし、同條の次に次の一條を加える。(指定地域における酪農事業施設の届出等)

第十三條 集約酪農地域の周辺の地域のうち、その地域内に酪農事業施設を設置すればその酪農事業施設が輸送条件から見るとその集約酪農

農地域の区域内の生乳の生産者の相当部分が継続して生乳の供給を受けることができるものと認められる地域で農林大臣の指定するもの(以下「指定地域」という。)の区域内において、酪農事業施設を新たに設置しようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出なければならぬ。指定地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき前條第一項の省令で定める変更をしようとする者についても、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該集約酪農地域における生乳の生産者及び当該生乳の生産者から生乳を買い受けて乳業を行う者の経営の健全な発展に資するため必要があるとき、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、その届出をした者に対し、その届出に係る事項に對し、当該集約酪農地域に係る酪農事業施設の配置を適正なものとするために必要な勤怠をすることができる。

3 第十一條の規定は、第一項の規定による農林大臣の指定があつた場合において、その指定の際現にその指定地域の区域内において酪農事業施設を設置している者について準用する。

第十五條中「集約酪農地域」の下に「若しくは指定地域」を加え、同條を第十四條とする。

第十六條第一項中「第十二條第一項又は第十四條第一項」を「第十條第一項又は第十二條第一項」に改め、同條を第十五條とする。

第十七條を第十六條とし、第十八條を第十七條とし、第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 酪農経営改善計画

画

(酪農経営改善計画) 第十八條 次の各号の一に該当する市町村は、その区域内における酪農経営の改善を図るため、省令で定める手続により、その区域内の酪農経営業者の意見を聞き、これを基礎として、これらの者の酪農経営の改善を図るための計画(以下「酪農経営改善計画」という。)を作成することができる。

一 その区域内における乳牛の飼養頭数及び飼養密度、その区域内の農用地の利用に関する条件並びにその区域内で生産される生乳の販売に関する条件が省令で定める基準に適合する市町村

二 その区域の全部又は一部が集約酪農地域の区域の一部である市町村

2 酪農経営改善計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その区域内の農業者の酪農経営の条件に於ける酪農経営の改善の目標
- 二 当該計画の期間
- 三 乳牛の導入、生産、更新等に關すること。
- 四 牛乳の生産数量並びにその販売、処理及び加工に關すること。
- 五 乳牛の飼養管理の改善及び生乳の品質の向上に關すること。
- 六 市町村、農業協同組合又は農

業協同組合連合会の行き草地改良事業に関する事。

七 前号に掲げるものほか、草地の造成、改良及び保全、飼料作物の作付その他自給飼料の生産並びに飼料の購入に関する事。

八 その他酪農経営の改善を図るために必要な事項

九 前六号に掲げる事項を行う場合における所要資金の額及びその調達方法並びにその全部又は一部を借入金による場合にあつてはその償還方法

3 酪農経営改善計画は、当該計画における酪農経営の改善の目標が当該計画に係る地域の自然的経済的条件に適合し、かつ、当該計画に定められる改善措置がその地域内の酪農経営農業者の大部分についてその酪農経営の改善の目標に到達するための手段として適切なものでなければならぬ。

4 酪農経営改善計画で、その計画に係る地域の全部又は一部が集約酪農地域の区域の一部であるものについては、前項の規定によるほか、当該計画の内容がその集約酪農地域に係る酪農振興計画の内容と調和するものでなければならぬ。

5 市町村は、第一項の規定により酪農経営改善計画を作成する場合において、当該計画の内容として当該計画に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合又は農業協同組合連合会が行うべき事項について定めようとするときは、省令で定め

る手続により、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会に協議しなければならぬ。

6 酪農経営改善計画については、都道府県知事は、市町村からの申出があつたときは、その作成に關し必要な助言、勧告その他の援助を行うものとする。

7 市町村は、酪農経営改善計画を作成したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(酪農経営改善計画の変更)  
第十八条の二 市町村は、酪農経営改善計画の変更をするには、省令で定める手続により、その変更し

ようとする部分につき、その区域内の酪農経営農業者の意見を聞き、これを基礎として変更計画を作成しなければならない。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の酪農経営改善計画の変更について準用する。

(草地改良事業についての規定の準用)  
第十八条の三 第八条第二項から第五項までの規定は、市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、第十八条第七項の規定により公示した酪農経営改善計画に基づき草地改良事業を行う場合及び酪農経営改善計画に係る市町村の区域内にある草地又はその保全若しくは利用上必要な施設につき災害復旧事業を行う場合に準用する。この場合において、同条第五項中「条例」とあるのは、「それぞれ当該市町村の条例又は当該農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の規約」と読み替へるものとする。

第十九条の次に次の二条を加える。

(売買価格等の約定)  
第十九条の二 生乳等取引契約でその存続期間が三十日をこえるものについては、当事者は、少なくとも、その生乳等取引契約の存続期間の最初の三十日につき、生乳等の売買価格及び数量並びに生乳等及びその代金の受渡の方法を約定しておかなければならぬ。

2 前項に規定する生乳等取引契約で、生乳等の売買価格若しくは数量又は生乳等若しくはその代金の受渡の方法がその生乳等取引契約の存続期間の一部について約定されていないものについては、当事者は、その約定されていない期間の開始する日から省令で定める一定期間前までに約定しようとする内容を明らかにして相手方に申し出て、当該期間の開始するまでに成約するように努めなければならない。

(組合等が当事者となる契約等についての勧告)  
第十九条の三 農林大臣又は都道府県知事は、生乳の生産者を直接又は間接の構成員とし、その構成員の生産する生乳の販売事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下この条において「組合等」という。)が、省令で定めるところにより、乳業を行う者に対し、案を示して生乳等取引契約又は生乳等取引契約に関する農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第十一号の団体協約の締結又は変更のため

交渉をした旨の申込をし、かつ、その申込をした旨を農林大臣又は都道府県知事に申し出た場合において、生乳等の取引の公正を確保するため特に必要があると認めるときは、その乳業を行う者に対し、その生乳等取引契約又は団体協約の締結又は変更の交渉に必ずべき旨の勧告をすることができ

る。  
第二十条の前の見出し及び同条から第二十二条までを次のように改める。

(紛争のあつせん又は調停)  
第二十条 都道府県知事は、生乳等取引契約に係る紛争につき、その当事者の双方又は一方から政令で定めるところによりあつせん又は調停の申請があつた場合において、生乳等の取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、すみやかに、あつせん又は調停を行うものとする。

第二十一条 都道府県知事は、前条の調停を行う場合には、その紛争の当事者から意見を聞いて、紛争の解決に必要な調停案を作成しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の調停案を作成するため特に必要があるときは、農林大臣に対し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。

3 農林大臣は、前項の規定による請求に係る協力をする場合において必要があるときは、中央生乳取引調停審議会の委員の中から適当な者を指名し、その者にその事務

を行わせることができる。  
第二十二條 都道府県知事は、前条第一項の調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

2 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第二十三條を削り、第二十四條中「第二十二條第一項の協定案」を「前条第一項の規定による勧告に係る調停案」に、「あつせん」を「調停」に、「及び協定案」を「及び調停案」に改め、同条を第二十三條とし、第三章同条の次に次の二条を加える。

第二十四條 農林大臣は、生乳等取引契約に係る紛争でこれにつき都道府県知事に対し調停の申請があつたものについて当該都道府県知事からの申出があつた場合において、その申出に係る紛争と同種の紛争が他の都道府県においても発生しており、又は発生するおそれがあり、これらの紛争のなりゆきによつては広範な地方にわたり生乳等の取引関係に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、中央生乳取引調停審議会の意見を聞き、その紛争の調停を農林大臣において処理すべき旨の決定をすることができる。

2 農林大臣は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該申出をした都道府県知事及び当該紛争の当事者に通知しなければならない。



3 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該紛争に係る調停を打ち切り、すみやかに、農林大臣に対し、当該紛争について処理の経過を報告するとともに、関係書類を送付しなければならない。

第二十四条の二 農林大臣は、前条第一項の決定をしたときは、遅滞なく、中央生乳取引調停審議会の委員の中から三人を調停員として指名し、当該紛争に係る調停をその指名した調停員に行わせなければならない。

2 第二十一条第一項、第二十二條及び第二十三條の規定は、前項の調停員が行う調停について準用する。この場合において、第二十三條中「都道府県知事」とあるのは、「農林大臣」と読み替へるものとする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進等に関する措置

(国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進)

第二十四条の三 国は、国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進を図ることにより酪農の健全な発達に資するため、国内産の牛乳及び乳製品について、これを学校給食の用に供することを促進するほか、集団飲用を奨励し、流通の合理化を促進するための援助を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(国内産の乳製品の保管)

第二十四条の四 農林大臣は、牛乳

及び乳製品の需給が著しく均衡を失したため、乳業を行う者の経営が著しい困難となり、その事態を放置すれば、広範な地方にわたり生乳の取引価格が低落するおそれがあるとき認められる場合において、乳業を行う者(乳業を行う者に乳製品の製造を委託する農業協同組合及び農業協同組合連合会を含む)が国内産の乳製品で学校給食の用に供することができるものを計画的に保管すれば当該事態を克服して酪農の健全な発達を図ることができると認めるときは、文部大臣に協議し、かつ、酪農振興基金の意見を聞き、保管すべき乳製品の種類、数量、保管期間その他省令で定める事項を記載した乳製品の保管計画を定めることができる。

2 農林大臣は、前項の規定により乳製品の保管計画を定めるときは、省令で定める手続により、これを公表するとともに、酪農振興基金に通知しなければならない。

3 酪農振興基金は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、農林大臣に対し、第一項の乳製品の保管計画の実施のために必要な債務保証の計画を作成して農林大臣に提出しなければならない。

第四章中第二十五条の前に次の一条を加える。

(助成)

第二十四条の五 国は、毎年度、予算の範囲内において、第三條第二項の酪農振興計画の実施、酪農経営改善計画の実施、第二十四条の

三の学校給食に係る措置の実施及び前条第一項の乳製品の保管計画の実施に要する経費を補助することができる。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるに努めるものとする。

第二十五条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管又は販売の事業を行う者からその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十六条第一項中「(以下「審議会」といふ。)」を削り、同条第二項、第三項、第五項、第七項、第九項及び第十一項中「審議会」を「酪農審議会」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 委員は、牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管、販売又は消費に関し学識経験を有する者の中から農林大臣が任命する。

第二十六条第九項中「学識経験を有する者の中から農林大臣が任命する」を「牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管、販売又は消費に関し学識経験を有する者の中から農林大臣が任命する」に改め、同条第十一項中「規定するものを除く外」を「定めるもののほか」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(生乳取引調停審議会)

第二十六条の二 農林省に、中央生乳取引調停審議会を置く。

2 都道府県は、条例で定めるところにより都道府県生乳取引調停審議会を置くことができる。

3 中央生乳取引調停審議会は農林大臣の、都道府県生乳取引調停審議会は都道府県知事の諮問に依りて、それぞれこの法律の規定による生乳等取引契約に係る紛争の調停に関する重要事項を調査審議する。

4 中央生乳取引調停審議会及び都道府県生乳取引調停審議会(以下「調停審議会」といふ。)は、委員五人以内で組織する。

5 委員は、生乳等の取引に関し学識経験を有する者の中から、中央生乳取引調停審議会にあつては農林大臣が、都道府県生乳取引調停審議会にあつては都道府県知事が任命する。

6 調停審議会に会長を置く。

7 会長は、委員の中から中央生乳取引調停審議会にあつては農林大臣が、都道府県生乳取引調停審議会にあつては都道府県知事が任命する。

8 会長は、会務を総理し、調停審議会を代表する。

9 会長に事故があるときは、会長

があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

10 委員は、非常勤とする。

11 前各項に定めるもののほか、調停審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、中央生乳取引調停審議会にあつては政令、都道府県生乳取引調停審議会にあつては都道府県知事の定めるところによる。

第二十七条第一号中「第十二條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条第二号中「第十四條第一項」を「第十二條第一項」に改める。

第二十八條中「同條第二項」を「同項」に改める。

第二十九條中「第十一條、第十三條又は第十五條」を「第九條、第十三條(第十三條第三項において準用する場合を含む。)、第十三條第一項又は第十四條」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の第十條の規定により都道府県又は市町村が行つてゐる草地改良事業(同条第六項の災害復旧事業を含む。)については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に改正前の第二十二條の規定による申請があつた生乳等取引契約についての紛争に係るあつせんについては、なお従前の例による。

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中

酪農審議会  
酪農振興法（昭和二十九年法）  
の重要事項を調査審議すること

律第百八十二号）により酪農振興に關す  
と。

酪農審議会  
酪農  
事項  
中央生乳取引調  
酪農  
停審議会  
調査

振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）により酪農振興に關する重要  
を調査審議すること。  
振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に關する重要事項を  
審議すること。  
に改める。